

議案第1号

船場地域に新設する学校の件

船場地域に新設する学校を下記のとおりとし、手続を進める。

令和6年（2024年）1月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

記

別記のとおり

（提案理由）

令和14年を目途に船場地域に新設する学校のありかたについて、教育委員会における意思決定を行うため、提案するものである。

【別記】

1. 船場地域に新設する学校についての教育委員会の考え方

- (1) 箕面市立第五中学校（以下「第五中学校」という。）を市立病院跡地に移転し、市立病院跡地に新設する（仮称）箕面市立船場小学校（以下「（仮称）船場小学校」という。）とによる施設一体型の校舎とする。箕面市立中小学校（以下「中小学校」という。）、（仮称）船場小学校及び第五中学校は、施設一体型と施設分離型の複合型校舎として、小中一貫教育を推進する。
- (2) 中小学校の卒業生が第五中学校に円滑に進学できるように、小学校段階から中小学校、（仮称）船場小学校の児童が交流する機会や、中小学校児童が第五中学校生徒と交流する機会を設けたり、施設が離れている中小学校にも、第五中学校の教員による乗り入れ授業を行ったりすることなどの対応を行う。ただし当該新設校の開校までに必要に応じて新たな対策の検討を継続して行う。
- (3) 当該新設校の開校後の中小学校、（仮称）船場小学校、第五中学校の通学区域は、令和6年1月17日付け箕面市通学区域審議会の答申を踏まえて、令和2年箕面市教育委員会規則第14号により定めた通学区域から、新設校を施設一体型の校舎とすることを理由とする変更を行わない。
- (4) 上記（1）から（3）までの考え方について、総合教育会議において市長との間で意思確認を行う。

2. 船場地域に新設する学校に係る事務的な整理について

- (1) 第五中学校を箕面市萱野五丁目7番に移転するとともに、（仮称）船場小学校を第五中学校との施設一体型の校舎として箕面市萱野五丁目7番に設置することとし、箕面市立小・中学校設置条例について所要の改正を行う。当該改正条例の施行期日についても最も早くて令和14年4月1日となるよう改正を行う。
- (2) 箕面市通学区域審議会からの答申に基づき箕面市通学区域規則の一部を改正する規則（令和2年箕面市教育委員会規則第14号）により設定した第五中学校、中小学校及び（仮称）船場小学校の通学区域については、新設校を施設一体型の校舎とすることを理由とする変更を加えない。

別紙（参考資料）船場地域の新設校の再検討に関するこれまでの経緯

- (1) 「箕面市新改革プラン」を踏まえ、(仮称)船場小学校の校種の再検討に係る学識経験者による評価(校種の再検討に係る第三者評価)を行うことを、令和4年第9回市教育委員会定例会において決定した。
- (2) 校種の再検討に係る第三者評価を踏まえ、令和4年第11回市教育委員会定例会において、(仮称)船場小学校の校種を再検討することを決定し、「(仮称)箕面市立船場小学校の校種に関する評価」を踏まえた箕面市教育委員会の考え方について」の文書を公表した。
- (3) 教育委員会において、(仮称)船場小学校の校種の再検討案を6案、作成した。校種の再検討案について学識経験者による評価(校種の再検討案に係る第三者評価)を行うことを、令和5年第4回教育委員会定例会において決定した。
- (4) 校種の再検討案に係る第三者評価結果の報告を令和5年第5回教育委員会定例会において受けた。
- (5) 6つの再検討案と第三者評価結果を、第五中学校区で活動される市民団体の方々と、校種案に影響がある地域にお住まいの方々を対象に意見交換会を実施した。(令和5年6月12日～28日。計4回)
- (6) 令和5年7月、令和5年度第1回総合教育会議を開催した。市長と教育委員会との間で再検討による校種案を1つに絞り、その方向で検討を深めていくこと、市民への説明を行っていくことを確認した。
【方向性を確認した校種案】
 - ・「第五中学校を移転後の市立病院跡地に移転し、(仮称)船場小学校、第五中学校で施設一体型校舎をつくり、中小学校の卒業生が第五中学校に進学する。」とする案。
- (7) 令和5年度第1回総合教育会議において確認された今後の方向性について、第五中学校区で活動される市民団体の方々の他、全市民を対象とした説明会を開催し、説明を行った。(令和5年7月25日～8月10日。計6回)
- (8) 令和5年第9回教育委員会定例会において、通学区域審議会委員を任命することを決定し、船場地域に新設する学校を施設一体型小中一貫校とした場合の通学区域の設定について、通学区域審議会に諮問することとした。
- (9) 通学区域審議会での審議の結果、第五中学校を移転し、新設校を施設一体型校舎とした場合であっても、令和2年6月に設定した新たな通学区域を変更する必要がない旨の答申を受けた。